

## ⑧ 立入検査(表示三法及びガス二法)

平成 30 年度 表示三法及びガス二法による立入検査実施一覧表

根拠法令	家庭用品品質表示法	
検査年月日	平成 31 年 1 月 23 日～3 月 7 日	
検査実施品目数	558 件	
検査実施内訳	繊維製品	169 件
	合成樹脂加工品	106 件
	電気機械器具	110 件
	雑貨工業品	173 件
違法内容	不適正表示	0 件
	無表示品	0 件
	その他	0 件

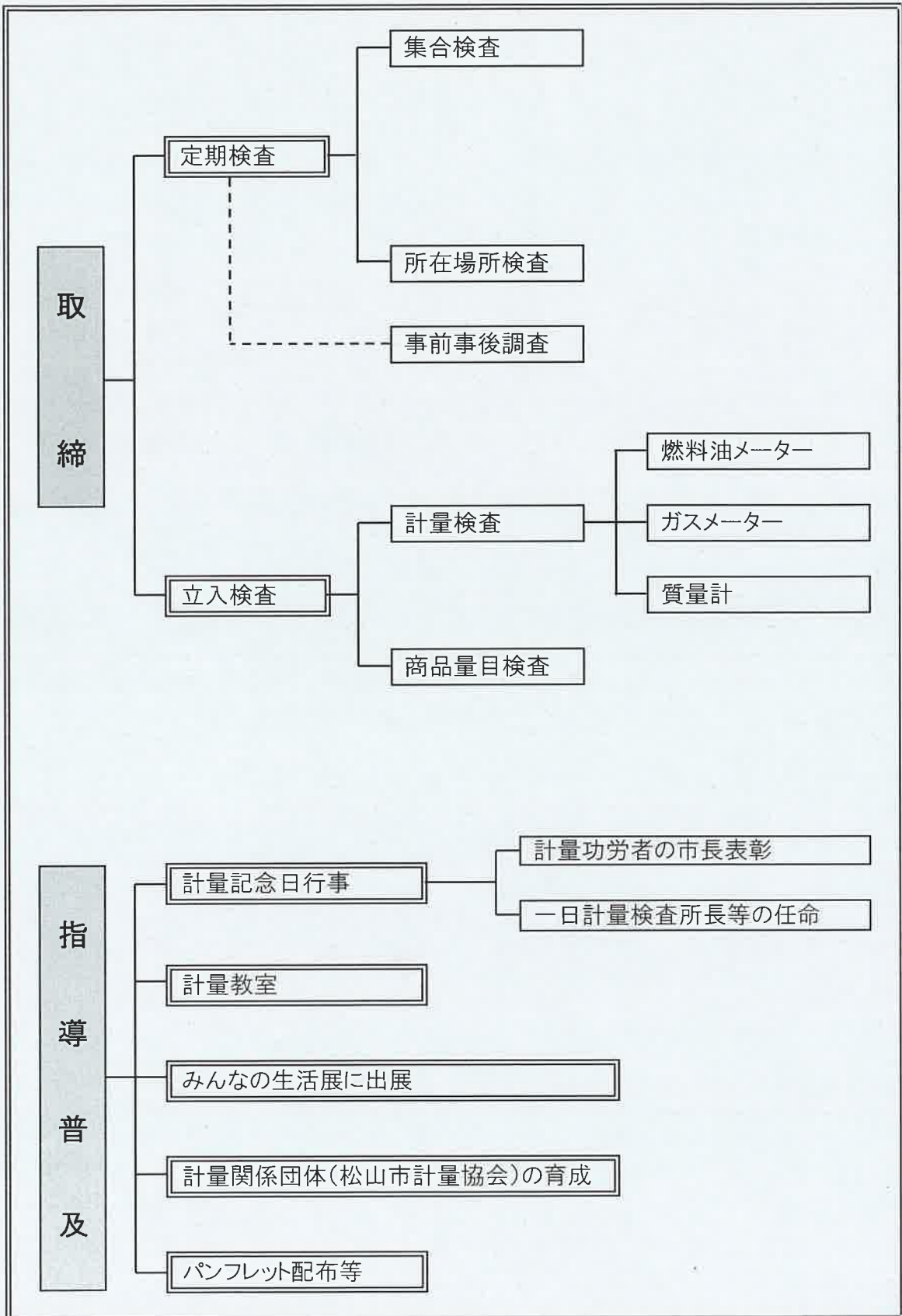
根拠法令	消費生活用製品安全法	
検査年月日	平成 31 年 1 月 23 日～3 月 7 日	
立入販売店件数	12 件	
立入販売店内訳	乳幼児用ベッド	10 件
	登山用ロープ	0 件
	乗車用ヘルメット	8 件
	圧力鍋及び圧力がま	13 件
	レーザーポインター	8 件
	浴槽用温水循環器	0 件
	石油給湯機	0 件
	石油ふろがま	0 件
	石油ストーブ	14 件
	ライター	13 件
違法内容	不適正表示	0 件
	無表示品	0 件
	その他	0 件

根拠法令	電気用品安全法	
検査年月日	平成31年1月23日～3月7日	
検査実施店舗数	10件	
検査実施内訳	特定電気用品	9件
	特定外電気用品	30件
違法内容	無表示	0件
	表示内容	0件
	偽造表示	0件
	その他	0件

根拠法令	ガス事業法及び液化石油ガス法	
検査年月日	平成31年1月23日～3月7日	
立入販売店件数	11件	
立入販売店内訳	液化石油ガス用瞬間湯沸器（半密閉式）	1件
	液化石油ガスこんろ	6件
	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	2件
	ガスこんろ	2件
違法内容	表示に係る不適合	0件
	経過措置期間が終了しているものの表示の貼付	0件
	技術基準上の表示に係る不適合	0件
	その他	0件

# ⑨計量事業

## 計量事務の概要



計量検査所手数料

	計量検査手数料	適正計量管理事業所 指定に伴う検査	計
30年度	1,093,720 円	0 円	1,093,720 円
29年度	1,622,910 円	0 円	1,622,910 円
28年度	1,110,300 円	0 円	1,110,300 円
27年度	1,620,140 円	0 円	1,620,140 円

計量器定期検査

集計には減免も含んでいる

【年度別定期検査状況】

	区 分	検査戸数 (件)	検査器数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	日数	人数	手数料 (円)
30 年度	集合検査	299	843	5	0.6	52	156	254,610
	所在場所検査	242	719	15	2.1	61	183	839,110
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	541	1,562	20	1.28	113	339	1,093,720
29 年度	集合検査	198	387	3	0.8	12	36	160,450
	所在場所検査	265	1,631	39	2.4	66	198	1,462,460
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	463	2,018	42	2.1	78	234	1,622,910
28 年度	集合検査	299	951	5	0.5	54	162	296,160
	所在場所検査	246	686	12	1.7	61	183	814,140
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	545	1,637	17	1.0	115	345	1,110,300
27 年度	集合検査	219	511	6	1.2	15	45	182,580
	所在場所検査	262	1,683	31	1.8	63	189	1,437,560
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	481	2,194	37	1.7	78	234	1,620,140

【年度別定期検査状況】

検査区分 器種	集合		所在場所		巡回		追検査		合計		
	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	不合格率(%)
手動天びん	—	—	—	—					—	—	—
棒はかり	3	0	—	—					3	0	0
皿手動はかり	12	0	2	0					14	0	0
台手動はかり	39	0	6	0					45	0	0
直線指示はかり	1	0	9	0					10	0	0
電気抵抗線式はかり	213	5	529	15					742	20	2.7
光電式はかり	—	—	—	—					—	—	—
指示はかり	280	0	118	0					398	0	0
手動指示併用はかり	4	0	4	0					8	0	0
誘電式はかり	—	—	—	—					—	—	—
分銅	31	0	11	0					42	0	0
おもり	260	0	40	0					300	0	0
合計	843	5	719	15					1,562	20	1.3

(単位:個)

【定期検査に代る計量士の検査】

	検査戸数(件)	検査器物数(個)	計量士数(人)	
30 年度	189	電気抵抗線式はかり	251	10
		指示はかり	0	
		台手動はかり	12	
		その他のはかり	6	
29 年度	35	電気抵抗線式はかり	98	7
		指示はかり	71	
		台手動はかり	27	
		その他のはかり	80	
28 年度	166	電気抵抗線式はかり	239	9
		指示はかり	4	
		台手動はかり	2	
		その他のはかり	5	

立入検査

【特定計量器】

種 類	年度	検査戸数 (件)	検査器数 (個)	不合格器 数(個)	不合格率 (%)	延日数	延人数
燃料 油メーター	30	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	0	0	0	0
	27	4	5	3	60.0	1	2
	26	0	0	0	0	0	0
石油ガス メーター	30	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	0	0	0	0
	27	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0

【商品量目検査】

<年度別商品量目検査状況>

区分 年度	検査件数	正 量		不 足	
		件 数	率(%)	件 数	率(%)
30	447	441	98.7	6	1.3
29	449	434	96.7	15	3.3
28	428	403	94.2	25	5.8
27	400	380	95.0	20	5.0
26	294	280	95.2	14	4.8

計量器使用事業場
----------

指定事業場数	485 事業場
--------	---------

**ア. 経済産業大臣指定・・・88 事業場**

名 称	事 業 場 所 在 地	事業場数
郵便局(株)	三番町 3 丁目5-2 松山中央郵便局外	84
郵便事業(株)	三番町 3 丁目5-2 松山支店外	4

**イ. 県知事指定 ……397 事業場**

名 称	事 業 場 所 在 地	事業場数
(株)伊予鉄グループ	湊町 4 丁目 4-1	1
(株)大阪ソーダ	北吉田町 77	1
(株)松山三越	一番町 3 丁目 1-1	1
コスモ松山石油(株) 松 山 工 場	大可賀 3 丁目 580	1
松山市医師会	文京町1 松山赤十字病院 外	368
四国通運協会	大手町 2 丁目 26-3 日本通運(株)松山支店外	3
(株)伊予鉄高島屋	湊町 5 丁目 1-1	1
東レ・ファイン ケミカル(株)松山工場	大可賀 3 丁目 360	1
(株) フ ジ	宮西 1 丁目 2-1 フジグラン松山外	18
イオンリテール(株) 中四国カンパニー	天山1丁目 13-5	1
帝 人 (株) 松山事業所	北吉田町 77	1

## ⑩ 松山市の消費者行政の歩み

年	月	事 項		
S	46.	2	第1回かしこい消費者展の開催	
	46.	4	産業部商工課に消費生活係が設置 第1期消費生活モニター委嘱 消費者講演会・教室の開催	
	48.	12	松山市消費生活物資対策本部が設置	
	49.	5	洗剤等25品目の生活物資価格調査開始	
	49.	7	機構改革に伴い産業部から福祉部生活厚生課に消費生活係が移管 物資監視員10名県へ派遣(国民生活安定緊急措置法に基づく監視パトロール及び買い占め売惜しみ等防止法に基づく需給動向調査)〈51. 3迄〉	
	50.	2	消費者展に消費生活モニター初出展	
	50.	4	消費生活モニター修了生による消費者団体として「四つ葉グループ」誕生	
	51.	7	消費生活向上推進調査研究委託事業開始	
	52.	2	「かしこい消費者展」を「みんなの消費生活展」に名称を変更	
	52.	11	消費生活展の会場が百貨店から大街道に変更	
	53.	4	消費生活相談員設置 「消費者の日(5月30日)」創設に伴い、消費者の日記念懇談会開催	
	53.	6	松山消費者団体連絡協議会結成	
	54.	4	松山市消費生活モニターを推薦から一部公募に変更 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品取締法の表示監視及び立入検査が県から権限委任	
	60.	4	消費生活相談専用電話(消費生活110番)設置(Tel948-6382)	
	61.	1	啓発用小冊子「訪問販売ア・ラ・カルト」発行	
	62.	10	機構改革に伴い福祉部から市民生活部市民生活課に消費生活係が移管	
	H	1.	10	市制100周年記念事業「暮らしと健康フェスティバル」の開催
		2.	3	啓発用小冊子「いまどきの消費者クイズ50」発行
		4.	4	機構改革に伴い市民生活課から市民部女性政策課に消費生活係が移管
		5.	1	新成人用啓発資料「20歳になったら」発行
6.		10	「みんなの消費生活展」を「みんなの生活展」に改め開催(「みんなの消費生活展」と「健康フェア」の統合)	
8.		11	高齢者消費者教室事業実施	
8.		12	「みんなの生活展」のマスコットキャラクターを公募し、決定	
9.		10	「みんなの生活展」のマスコットキャラクターの愛称を公募し、「ライフくん」に決定	
10.		4	貯蓄奨励事業「指定地区(四つ葉グループ)」実施(13. 3迄)	
12.		4	機構改革に伴い女性政策課から市民部市民生活課に消費生活係が移管 機構改革に伴い産業振興課から計量業務が消費生活係に移管	
13.		4	機構改革に伴い消費生活係が廃止となり消費生活担当、計量担当に変更	
13.		4	みんなの生活展出展団体を公募	



14.	2	PIO-NET導入
15.	7	全国特定市計量行政協議会関西地区会議開催
15.	11	第36回全国中堅都市消費者行政協議会開催
16.	4	機構改革に伴い消費生活担当・計量担当が市民生活課から市民部市民参画まちづくり課に、消費生活相談業務が市民生活課から市民部広聴サービス課に移管
18.	4	みんなの生活展「実行委員会」から「連絡協議会」に組織改編
21.	5	司法書士相談・ファイナンシャルプランナー相談を開始、多重債務相談に対応
22.	4	機構改革に伴い、広聴サービス課が市民部市民相談課に名称変更、同課に消費生活センターを設置 消費生活担当・計量担当が市民参画まちづくり課から消費生活センターに移管、消費生活相談業務と統合 休日(土曜)消費生活相談開始
22.	10	消費者シンポジウム2010を松山市で開催
24.	4	第2次一括法施行により家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に係る店舗立ち入り検査及びガス関係2法に基づく立ち入り検査等の業務が県から権限移譲
26.	6	愛媛県警察と特殊詐欺防止に関する協定を締結
30.	1	消費生活相談員の処遇改善を実施